

第1回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成24年4月27日(金) 15:30~17:30

場所 市役所本庁舎 6階全員協議会室

— 次 第 —

1 開 会

2 あいさつ 大久保 良隆 委員長

3 お礼・あいさつ 竹内 功 市長

4 報告書提出

5 懇 談

6 議 事

(1) 協議事項

- ① 今年度の活動計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- ② 市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について・・・2
- ③ 新・参画と協働のまちづくりフォーラム（仮称）の委員の選出について
・・・・・・・・・・・・・3-6

(2) その他

- ① 市民まちづくり提案事業（行政提案部門）助成団体の審査について
 - ・募集パンフレット【参考資料①】
 - ・審査基準【参考資料②】
 - ・日程案【参考資料③】

② 次回日程

平成24年6月 日（ ）

時間 15:30~17:30

場所 鳥取市役所本庁舎 4階第 会議室

7 そ の 他

8 閉 会

第1回鳥取市市民自治推進委員会

配付資料一覧

【H24. 4. 27（金）】

資料番号	資料のタイトル
	平成23年度「鳥取市市民自治推進委員会活動報告書」
	次第
P 1	平成24年度の活動計画について
P 2	市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について
P 3～6	新・参画と協働のまちづくりフォーラム（仮称）の委員の選出について
参考資料1	募集パンフレット
参考資料2	審査基準
参考資料3	日程案

平成24年度の活動計画について

年間のスケジュール

回数	時 期	主な審議事項等
年間を通じて協議が見込まれる事項 ○自治基本条例の見直しについての審議		
1回	4月27日	○平成23年度「鳥取市市民自治推進委員会活動報告書」提出 ○市長との懇談 ○今年度の活動計画について ○市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について ○新・参画と協働のまちづくりフォーラム（仮称）の委員の選出について
2回	6月下旬	○市民まちづくり提案事業（行政提案部門）助成団体の審査 ○先進的活動団体との勉強会について
3回	7～8月	○先進的活動団体との勉強会について （○視察研修について）
4回	9～10月	○市民活動表彰被表彰者の審査
5回	1月	○委員会意見書の策定についての検討
6回	3月	○今年度の活動の総括 ○任期中の総括 ○委員会意見書の策定 ○来年度活動方針、計画等の検討

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金（市民活動促進部門）審査会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱（平成16年4月1日鳥取市施行。以下「交付要綱」という。）第9条の規定に基づき助成対象の審査ため、鳥取市市民まちづくり提案事業助成金（市民活動促進部門）審査会（以下「審査会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 審査会は、審査委員5名以内をもって構成し、次に掲げる者につき鳥取市社会福祉協議会会長（以下「市社協会長」という。）が委嘱する。

- （1）市民活動団体の者
- （2）自治推進委員
- （3）行政職員
- （4）その他、市社協会長が必要と認める者

（審査委員の任期）

第3条 審査委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審査委員長及びその職務）

第4条 審査会に審査委員長を置き、審査委員の互選により選任する。

- 2 審査委員長は、審査会を代表し、会務を統括する。
- 3 審査委員長は、審査の結果を速やかに鳥取市長に報告する。
- 4 審査委員長に事故があるとき、あらかじめ審査委員長の指名する審査委員がその職務を代行する。

（審査会）

第5条 審査会は、必要に応じて審査委員長が招集する。

- 2 審査会は、審査委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

（審査基準）

第6条 審査に当っては、次の項目に主眼を置いた審査を行うものとする。

- （1）公益性（地域課題やまちの活性化につながる事業であるか）
- （2）費用の妥当性（企画に対して予算が適切に見込まれているか）
- （3）現実性（事業が実現可能であり、申請団体が主体的に行う事業であるか）
- （4）市民参加（市民が参加しやすい事業であるか）
- （5）継続性（自立的、継続的に発展していくことが期待できる事業か）

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、鳥取市ボランティア・市民活動センターにおいて処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

平成23年度

※参画と協働の

まちづくり フォーラム

中山間地域を元気に!

若い世代の
まちづくり実践

プログラム

日時

平成23年11月5日(土)12:30~16:10

場所

河原町中央公民館 大講堂

主催 参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会、
鳥取市市民自治推進委員会、鳥取市

後援

鳥取市自治連合会、鳥取市公民館連合会、鳥取市男女共同参画登録団体連絡会、(社)鳥取青年会議所、
朝日新聞鳥取総局、山陰中央新報社、新日本海新聞社、中国新聞鳥取支局、日本経済新聞社鳥取支局、
毎日新聞鳥取支局、読売新聞鳥取支局、NHK鳥取放送局、山陰中央テレビ、BSS山陰放送、
日本海テレビ、テレビ朝日鳥取支局、いなばびよんびよんネット

参画と協働の
まちづくり
フォーラム

日程

12:30 地域の特産物販売コーナー開始

13:30 フォーラム開会

あいさつ フォーラム実行委員長 坂本 悦子

13:35 市民活動表彰

被表彰者(団体) 5人(団体)

13:55 アトラクション

ユウト(吉本興業 鳥取に住みます芸人)

14:10~14:20 休憩

14:20 パネルディスカッション

テーマ 「中山間地域を元気に!
若い世代のまちづくり実践」

パネリスト 谷村 敬子 さん
(カッパ手話サークル会長)
鳥谷 一弘 さん
(グリーンツーリズム用瀬会長)
金田 透 さん
(金田ありのみ農園)
水川 侑也 さん
(えんがわ事業実行委員会前委員長)

コーディネーター 竹川 俊夫 さん
(鳥取大学地域学部准教授)

15:50 まとめ

大久保 良隆(鳥取市市民自治推進委員会委員長)

16:00 抽選会

16:10 閉会

 手話通訳を行います

《敬称略》

2011 市民活動フェスタ in とっとりのご案内

ステージ発表

- 吹奏楽演奏
- きのこトーク
- チアダンス
- 踊り・銭太鼓
- 空手とエアロビクスが合体
“カラテビクス”
- 真向法健康体操
- とうふるーと演奏
- チェロアンサンブル



さざんか会館5F

販売

- 農産物
- 手作りパン
- 大鳥バーガー
- イタリア関連食材
- モンゴルドーナツ
- 一筆箋
- 点字名刺



*販売品の内容が一部変更となる場合があります。

さざんか会館
1F・5F



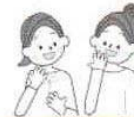
体験交流

- 要約筆記体験
 - 盲導犬体験歩行
 - お手玉遊び
 - 電子紙芝居の上映
 - 木のおもちゃ遊び
 - 赤ちゃんマッサージ
 - モンゴルの遊び“シャガイ”
 - AED体験
 - スポーツ吹矢
 - 室内ネイチャーゲーム
 - ニュースポーツ
 - タップダンス
- ↳ ~赤ちゃんマッサージ体験をご希望の方へ~
13:30 ~ or 15:00 ~
定員 各10組 (先着順) ※事前にお申し込みください。

さざんか会館2F・3F
高齢者福祉センター体育館

活動紹介

- 相談受付
- パネル展示
- DVDプレゼンス
- 点訳・音訳機器の紹介
- 写真展示
- 人権対話
- 書籍の貸し出し



さざんか会館1F

その他イベント

シールを集めて
景品GET!

白バラ商品詰め合わせ、
ミスタードーナツ商品券、
梨サイダー・生活雑貨
などなど



じゃんけん大会で
景品もらえる!

チャンスは2回!
勝った方にご当地グルメ
をプレゼント☆

きのこ汁無料配布
限定200食!

4種類のきのこ+天然きのこ
が入ったきのこ汁を
ご堪能ください♪



ハイゼックス包装食
200食サービス!

今年もやります、炊き出し
訓練!! 災害時用炊飯を
体験してください。

焼き芋無料配布!

今年は焼き芋も無料配布
しちやいます♪なくなり次第
終了です!!



防災&エコ体験

避難所生活を体験!
ダンボールエコトイレって?
防災グッズも紹介
します。



●参加団体●

鳥取流しびな真向会、いづみ会、鳥取きのこ愛好会、(特)日本パトントワリング協会鳥取支部、アモーレ鳥取ポヌッチの会、城北ファミリーバンド、鳥取とうふちくわ総研、とっとりホルソバカスターセンター、桑の実会、当事者と支援者の組織言語障がい自助グループひばり会、鳥取ハーネスの会、タイム(とっとり国際交流連絡会)、鳥取ワイズメンズクラブ、アムネスティ鳥取グループ、家族介護者の集い“スマイル・スマイル”、(特)夢ハウス、鳥取市赤十字奉仕団、ピアサポートグループフレンズ、(社)日本スポーツ吹矢協会鳥取国府支部、知的障害児支援ネットワーク『ナチュラルベビーケア』、(特)こども未来ネットワーク、とっとり砂丘ネイチャーゲームの会、鳥取ふるさとUI(友愛)会、鳥取県モンゴル中央県親善協会、K+TRUTH健康くらぶ、とっとりお手玉の会「因幡の会」、電子紙芝居で語る民話の会、大鳥会、(特)鳥取青少年ピアサポート、要約筆記の会「白うさぎ」、(特)鳥取環境市民会議、山王さん周辺活性化協議会、鳥取市レクリエーション協会(順不同)

鳥取市市民まちづくり提案事業(行政提案型事業)募集要項(案)

平成24年度

市民まちづくり提案事業 を募集します！

〈応募期間〉

平成24年5月1日(火)～5月31日(木)

鳥取市の抱える行政課題の解決をめざして、ボランティア団体、NPO法人、まちづくり協議会など市民活動団体のみなさんが、鳥取市と協働で行っていただける事業を募集します。

♪以下の行政課題(テーマ)を解決する事業を募集します♪

テーマ1:「中心市街地再生(商店街活性化)につながる事業」

背景

商店街を中心とする中心市街地の商業の再生に向け、地域住民と商店街との協働を通じて、新たなネットワークを構築することで、良好な環境の整備、緑化推進、顧客開拓、集客増等による商店街活性化を図ります。

主管部局

都市整備部中心市街地整備課 (TEL) 0857-20-3276

テーマ2:「子どもたちが主体的に参画する地域(ふるさと)づくり事業」

背景

市民が愛着と誇りを持って住み続けられるまちをめざした地域づくりを進めていくために、地域を担う次世代の人材を長期的な視点で育成していくことを目指します。

主管部局

企画推進部協働推進課 (TEL) 0857-20-3182

お問い合わせ・書類提出先

〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地 (市役所本庁舎3階)

鳥取市企画推進部協働推進課

電話:(0857)20-3182 FAX:(0857)21-1594

Eメール: kyodosuishin@city.tottori.lg.jp

1 この事業は・・・(事業の目的)

市民まちづくり提案事業は、市民活動団体の新しい発想や柔軟性、専門性を活かした「まちづくり事業」の提案を募集し、提案団体と市が協働して取り組むことで、地域の課題解決やまちの活性化につなげていくことを目的としています。

また、この事業を通じて市民活動団体が、協働事業を提案しやすい環境づくりを進めながら、市民活動団体と市とのよりよい協働によるまちづくりを推進していきます。

2 提案できる団体

市内に住所を置く又は主に市内で活動しており、提案する事業を主体的に行っていただけの市民活動団体(※)です。

(※) 市民活動団体とは

この制度における市民活動団体は、以下のいずれかの分野で活動し、営利を主たる目的とせず、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする団体で、ボランティア団体、NPO 法人、自治会、まちづくり協議会などが考えられます。

※提案できない団体

- ①宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
- ②政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体
- ③公職選挙法第3条に規定する公職にある者(当該候補者になろうとする者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする団体
- ④暴力団員または暴力団やその構成員の統制下にある団体

3 提案できる事業

市が設定した表紙の行政課題(テーマ)の解決を目的として、平成24年度に実施・完了し、市と協働することにより相乗効果が期待できる事業の提案を募集します。

※提案できない事業

- ①政治、宗教及び営利を目的とする事業
- ②平成24年度において国又は地方公共団体による財政的な補助を受けている事業
- ③事業効果が特定の個人・団体又は地区住民のみに帰属する事業
- ④施設等の整備、または設備や備品の整備を主たる目的とする事業

4 提出書類と提出方法

事前に各テーマの担当課と事業内容を協議していただいた上で、次の書類を提出してください。様式は市ホームページからダウンロードできます。

- ①市民まちづくり提案事業実施計画書
- ②団体の会則、規約等、及び会員名簿(会則等がない場合は別途ご相談ください)
- ③その他これまでの活動実績のわかる書類

書類は表紙のお問合せ・書類提出先までご持参いただくか、郵送してください。

5 助成金の算出について

提案事業に対する助成金は、以下の助成金額や助成対象経費に基づいて算出します。

① 助成金額

助成率	上限額
助成対象経費の10分の10以内	40万円

② 助成対象経費

助成金交付の対象となる経費は、提案事業の実施に直接要する次の経費です。

費目	対象となる経費の例
人件費	・アルバイトなど臨時スタッフの経費 ※補助の対象となる単価の上限は、1時間当たり828円とします。 ※対象経費の10%以内
謝礼金	・講師、活動指導者への謝礼 ・調査・研究に対する報酬
旅費	・講師、活動指導者の交通費、宿泊費の実費 ・提案者(又はその構成員)が要請に応じて出向く際の交通費 ※日時・交通費・経路・運賃等を明確にしてください。 ※宿泊費は1泊 9,800円を上限とします。 ※自家用車の場合は km あたり16円を上限とします。 ※上限額を超える部分は、補助対象外経費に計上してください。
消耗品費	・事務用品、書籍等の購入費 ・材料、燃料等、消耗品の購入費 ※1点1万円未満のものに限る
印刷製本費	・チラシ・ポスターの印刷代 ・写真の現像代
通信運搬費	・切手代、郵送料、宅配費用 ※提案者(又はその構成員)に対する運搬費はガソリン代等の実費を上限とします。(距離(キロ)×燃料時価÷燃費(10km/ℓ))
保険料	・イベント保険、ボランティア保険等の保険料
委託料	・通訳・翻訳・原稿料 ・クリーニング代
使用料・賃借料	・会場・施設の使用料 ・車両・機械レンタル料

③ 助成対象とならない経費

次のような経費は対象となりません。ただし、事業全体を明らかにしていただく必要があるため、収支予算(様式2号)には、事業にかかる経費をすべて記載してください。

- ・ 飲食費
- ・ 会員に対する謝礼金、委託費、使用料・賃借料
- ・ 団体の経常的な運営に関する経費(事務所の光熱水費など)
- ・ 参加者への金品の補助、及び景品、記念品などの購入経費

※対象経費は領収書等により確認できることが必要となりますので、事業終了後、実績報告書と領収書等の写しを提出していただきます。)

6 審査・選考方法

(1) 提案事業の審査会

提案内容の審査は、鳥取市市民自治推進委員会(※)が行います。

提案団体は、審査会において事業内容のプレゼンテーションと市民自治推進委員会からの質問に答えていただきます。審査会の日程は、別途お知らせします。

鳥取市市民自治推進委員会は審査結果に基づき、市民まちづくり提案事業として助成金を交付する候補事業を市長に推薦します。

※鳥取市市民自治推進委員会

学識経験者、市民活動関係者、一般公募市民等で構成され、鳥取市の参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進について調査・審議し、答申を行う市長の諮問委員会

★審査のポイント ～主に次の点を審査します～

項目	内容
公共性	社会ニーズや住民ニーズなどが的確に把握され、地域社会の発展又は地域課題の解決に繋がるものであるか。
実現性	協働事業の内容や実施方法は、実現性が高いか。
効果性	事業成果の活用や他への波及効果が期待できるものか。
協働性	協働で実施することにより、大きな効果や住民サービスの向上が期待できるものか。事業の実施体制、役割分担が明確化しているか。
費用の妥当性	実施事業経費が適正に計上されているか。予算の収支、経費の見積もりは妥当か。

(2) 助成金交付決定

鳥取市市民自治推進委員会による審査の結果を基に、市長は助成金を交付する事業及び交付額を決定し、その結果を市民まちづくり提案事業助成金交付決定通知書により提案団体に通知します。

7 事業のながれ

時期	項目	説明
5月	提案事業のテーマの発表	この募集要項により、事業のご提案を募集します。
	担当課との協議	担当部署と協議したうえで、書類を作成いただきます。
	書類の提出	詳細は「4提出書類と提出方法」をご覧ください。
6月	審査会	詳細は、「6審査・選考方法」をご覧ください。
	提案事業の採否決定	
事業実施		事業内容は原則として変更できませんので、事前にご相談ください。
事業 終了後	事業実施報告	事業報告書、写真、事業に係る領収書等をご提出いただきます。
	助成金の請求・交付	概算払を受けることもできます。
H25	事業報告会	提案団体のご協力をお願いすることがあります。

★提出していただいた書類は個人情報を除き、情報公開の対象となります。

★事業実績を市のホームページなどで広く情報公開していきます。

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金
協働事業部門（行政提案型事業）

審 査 基 準

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）別表に定める協働事業部門（行政提案型事業）について、要綱第9条の規定に基づく審査は、次に掲げる基準により行うものとする。

1 助成対象者

助成対象者は、鳥取市自治基本条例第2条第1項に定める市民及び鳥取市市民活動の推進に関する条例第2条第2号に定める市民活動団体をいう。

2 審査の方法

審査は次の方法によりこれを行う。

- (1) 書類審査
- (2) 面接審査

3 審査員

審査員は市民自治推進委員会委員（以下、委員という。）とする。ただし、要綱第8条に基づき申請書を提出した市民活動団体に所属する委員は、当該事業の審査会には参加できないものとする。

4 審査項目

1. 公共性 （社会ニーズや住民ニーズなどが的確に把握され、地域社会の発展又は地域課題の解決に繋がるものであるか）
2. 実現性 （協働事業の内容や実施方法は、実現性が高いか）
3. 効果性 （事業成果の活用や他への波及効果が期待できるものか）
4. 協働性 （協働で実施することにより、大きな効果や住民サービスの向上が期待できるものか。事業の実施体制、役割分担が明確化しているか）
5. 費用の妥当性 （実施事業経費が適正に計上されているか。予算の収支、経費の見積もりは妥当か）

5 採点基準

審査項目について、それぞれ5点評価（5点：大いに認められる、4点：認められる、3点：まあ認められる、2点：やや認められない、1点：認められない）とする。

6 推薦基準

過半数の委員の評価が15点以上であること。ただし、いずれかの項目において、「1点：認められない」と評価した委員が出席する委員の過半数を占める場合は協議のうえ決定する。

7 審査結果の報告

市民自治推進委員会は、審査結果に各事業に対する意見を添えて市長へ報告するものとする。

鳥取市市民まちづくり提案事業 審査会日程（案）

協働事業部門（行政提案型事業）	
5 / 3 1	申請締切
	申請者へ審査会日程を通知、担当課の意見聴取
～ 6 / 8	市民自治推進委員に審査資料発送
	自宅で書類審査
6 / 2 5～6 / 2 9	審査会（市民自治推進委員会）
7 / 2～7 / 6	市長報告
	申請者へ交付（不交付）決定通知書発送

平成23年度
鳥取市市民自治推進委員会
活動報告書

平成24年3月

鳥取市市民自治推進委員会

鳥取市市民自治推進委員会活動報告書

目 次

鳥取市市民自治推進委員会活動報告書

1. はじめに
2. 参画と協働のまちづくりフォーラムの実施
3. 市民まちづくり提案事業の審査
4. 市民活動表彰の審査
5. 鳥取市自治基本条例の見直し
6. 市民活動と協働のまちづくり
7. 地域コミュニティと協働のまちづくり
8. 鳥取市自治基本条例の広報
9. 平成 24 年度の活動方針

参考資料

1. 市民まちづくり提案事業助成金交付事業について
【市民活動促進部門】助成事業実績
【協働事業（市民等提案）部門】助成事業実績
2. 鳥取市市民活動表彰制度について
3. 自治基本条例の見直し検討に関する委員会協議
4. まちづくり協議会の活動状況について
5. 参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告
6. 市職員研修について
7. 鳥取市市民自治推進委員会について
鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

1 はじめに

鳥取市市民自治推進委員会は、平成 20 年 10 月に施行された鳥取市自治基本条例に基づき、本市の参画と協働のまちづくりを一層推進するために必要な調査、審議を行うために設置されている市長の附属機関です。

今期の委員会は、平成 23 年 4 月から 2 年間の任期によりスタートし、平成 23 年度は 1 年目の活動となりました。

本報告書は、前期の市民自治推進委員会（任期：H20.11.27～H23.3.31）が平成 23 年 3 月に市長に提出した「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書（以下「意見書」という。）」を踏まえ、当委員会が行ってきた平成 23 年度の活動について報告書としてまとめたものです。

2 参画と協働のまちづくりフォーラムの実施

参画と協働のまちづくりフォーラムは、市民自治推進委員会のメンバーが実行委員会の一員として、当日の司会進行をはじめ、受付、会場設営、パネルディスカッションのコーディネーターなど、委員はそれぞれの役割を分担しながら市と協働して開催しました。

意見書及びこれまでの経験に基づき、今年度の開催時期は気候に配慮し、11 月としました。また、開催場所については、これまで鳥取地域と新市域で交互に開催してきたことを踏まえ、今年度は河原町とし、全市を対象としながらも、特に鳥取市南部地域にスポットを当てた内容としました。

フォーラムのメインと位置付けたパネルディスカッションについては、テーマを「中山間地域を元気に！若い世代のまちづくり実践」とし、パネリストに南部地域などで活躍する若い世代の方々を中心に迎え、中山間地域を元気にするためのヒントを探りました。

さらに、アトラクションについても、吉本興業の鳥取に住みます芸人で、鳥取市観光大使のユウトさんにご出演いただき、地域活性化の取り組み状況を交え、会場を大いに盛り上げていただきました。

そのほか、南部地域の団体にご出店いただき、地域の特産品などを販売した「鳥取南部マルシェ」や、初の試みとして、それらの団体にご協力をいただいで行った抽選会、さらには市民活動表彰被表彰者及び市民活動促進助成事業実施団体を紹介するパネル展に、本市のトライアル発注製品である「デジタルサイネージ（LCD+LED複合ディスプレイ装置）」を活用するなど、多くの方にご来場いただき楽しんでいただくための工夫を凝らしました。

しかしながら、参加者については地域コミュニティに関係する方が多く、限

られた層へのアプローチとなったと考えられることから、今後、参加者層の広がり課題とし、新たな仕組みの検討をしていく必要があると考えます。

3 市民まちづくり提案事業の審査

市民まちづくり提案事業助成金交付事業は、平成 16 年度に創設された鳥取市市民活動促進助成事業を引き継ぎ、平成 23 年度から実施されました。この事業の立案にあたっては、平成 22 年度に設置された「協働事業提案制度検討委員会」による意見を参考に、従来からの地域の課題解決やまちの活性化のために市民活動団体が自ら行う事業への助成制度（市民活動促進部門）に加え、市民活動団体と市が協働で行うことで更に効果が高まる事業への助成制度（協働事業部門）が新設されています。

市民自治推進委員会は、市民活動団体から提案された事業の審査及び市長への推薦を行う役割を担っています。平成 23 年度は市民活動促進部門で 9 団体、協働事業部門で 2 団体の推薦した事業について当該助成金の交付が決定されました。

一方、当事業の市民活動促進部門は、平成 23 年度行政評価における外部評価を受けました。その結果、鳥取市による市民活動への財政的支援の必要性と効果は評価されたものの、申請団体の拡大や申請・審査の手続きの簡略化等が課題として指摘されました。

また、外部評価の対象とならなかった協働事業部門についても、市民活動団体と市との協働による、より効果的な鳥取市の課題解決に向けた取り組みを進めることが望まれます。

これらのことを踏まえ、更に多くの市民活動団体に対する支援により鳥取市の市民活動を促進し、協働による効果的な課題解決を進めるため、当事業の見直しが必要と考えます。

4 市民活動表彰の審査

鳥取市市民活動表彰制度は、市民活動の推進に顕著な功績のあった活動団体や個人を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進することを目的として、平成 20 年度に創設されたものです。当委員会は、その対象者を選考審査し、被表彰候補者を決定するという大変重要な役割を担っています。

選考審査にあたっては、意見書のとおり前期の市民自治推進委員会が採点選考する審査方法に問題点を感じていたことから、本年度は採点を行わず、①先駆性・独自性、②発展性、③協働性・連携性、④効果性、⑤継続性の5つの審査基準に基づき、推薦の適否を「適当」または「不適」から選択する方式に変更しました。

当委員会としては、“小さな市民活動にも光を”との市民活動表彰の趣旨を大切にして審査にあたるよう努めました。審査の結果、応募のあった5団体すべてを市長に被表彰候補者として推薦することを決定し、市長の決定を経て11月5日（土）に開催された「参画と協働のまちづくりフォーラム」の中で表彰式が行われました。

課題としては、まだまだ本制度や表彰の趣旨の理解が進んでいないということです。今後もより広く市民の方に知っていただくことが表彰の趣旨に照らして求められていることと考えます。

5 鳥取市自治基本条例の見直し

本市のまちづくりの基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定めた「鳥取市自治基本条例」は、平成20年3月に制定され、同年10月1日から施行されました。

自治基本条例は、制定することが目的ではなく、この制定をスタートとして、その理念や仕組みが市民に十分浸透し理解され、まちづくり活動の指針として有効に活用されることで、初めて生きた条例としての評価を得ることになると考えます。このことを踏まえて、市ではこれまで市報やホームページ、ケーブルテレビ等放送メディアの活用、地域づくり懇談会、地区座談会などでの周知をはじめ、解説冊子、パンフレット、ポスターの作成・配布、懸垂幕の掲示、シンポジウム・フォーラムなど、広報活動が行われてきました。

平成23年度、自治基本条例は大変注目されました。鳥取市庁舎の新築移転計画に関し、5万304人の署名が集まり、市議会に対し「市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例」の制定を求める直接請求がなされ、本市の住民投票について規定する自治基本条例は大きく報道されました。このことは、市民自治推進委員会の議論にも影響を与えたところです。

一方、自治基本条例は、第29条第1項^{*1}に条例の見直しについて規定しており、そのことを踏まえ、自治基本条例第28条第2項²に規定される当委員会では、平成23年9月28日開催の第4回委員会から自治基本条例の見直しについて3回の審議を行ってきました。当委員会では、以下について検討した結果を

報告します。

○検討結果

自治基本条例は、平成 19 年度に公募による市民などで構成される「鳥取市みんなでつくる住民自治基本条例検討委員会」が素案を作成し、市議会の議決を経て平成 20 年 10 月に施行されました。条例は施行から 3 年を経過しましたが、条例の認知度はまだまだ高いとは言えません。市民が主役の協働のまちづくりを推進するためには、条例の目的はもとより、条例の認知度をより一層高めていく必要があると考えます。

そういった現状を踏まえると、現時点では、条例の各条項が社会情勢に適合したものかどうかについて、改めて全条文を対象に検討する時期ではないものと考えます。

ただし、現在実施されようとしている市庁舎整備に関する住民投票をとらえて、この機会に広く市民の参画を得ながら条例の見直しを検討することも意義があり、条例の認知度を高め、より一層、市民が主役の協働のまちづくりを推進する契機にすることも大切と考えます。

検討すべき条項及び事項

全条文を見直す時期ではないと考えますが、検討・検証にあたって、第 4 回委員会で協議した自治基本条例の検討すべき条項及び事項（参考資料 3 のとおり）についての部分は、もう少し時間をかけての議論が必要と考えます。

あわせて一方、各条項について、それぞれの関係課に条例の運用状況等を調査することが必要と考えます。

また、昨年の 3 月 11 日に発生した東日本大震災を教訓に、自然災害等に対応した、市民の安全・安心な暮らしを守るため、市民と行政の役割を明確にする新たな規定の必要性についても検討すべきと考えます。

自治基本条例の見直しの手法等について

本委員会の報告内容と併せて、市において、条例の運用状況等を調査、検討された上で、条例の見直しの検討を行うこととなった場合には、自治基本条例に基づく市民自治推進委員会条例第 2 条第 1 項第 1 号^{*3}に位置づけられているとおり、公募を含む市民で構成される市民自治推進委員会で主体的に素案づくりを検討することが、市民が主役の協働のまちづくりとして望ましい取り組みと考えるところです。

素案づくりには、随時市報及びホームページ等で市民へ情報提供を行い、透明性を図りながら、必要に応じて関係者（市議会、各担当課、関係団体等）の

意見を聴き、他市の状況を調査するなどし、必要な時期にはパブリックコメント等で幅広く市民の意見を反映させることが必要と考えています。

1

第29条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討します。

2

第28条

2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。

3

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進に関する事項並びに自治基本条例の運用及び見直しに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議をし、答申すること。

6. 市民活動と協働のまちづくり

意見書では、「コミュニティ支援チーム^{※4}」について、まちづくり協議会と行政とのパイプ役としての役割について言及し、「市職員の協働意識を一層高揚する施策の継続」を望んでいます。

市はこれまでも行ってきた職員研修について、昨年度から、地域貢献の意識や地域の活動に対する基礎知識を高め、市民との協働意識を醸成することを目的に、新規採用職員をコミュニティ支援チーム員（研修生）に任命しており、採用一年目から協働のまちづくりについて理解を深めてもらう取り組みを進めてきました。

また、市は本年度、新たな職員研修の取り組みとして、NPO等と行政との協働を主なテーマに、コミュニティ支援チームで活躍している係長級職員35名を対象に研修を実施されました。

研修は3つのメニューにより行われましたが、市民活動拠点「アクティブとっとり」を管理運営する鳥取市ボランティア・市民活動センターの講座を受講し、同センターの職員による研修会や実際に市民活動団体の活動に参加する体験研修のほか、市民活動に取り組むパネリストによるパネルディスカッションを行った「参画と協働のまちづくりフォーラム」への参加（任意）により、N

PO等との協働を意識しながら業務に取り組むための基礎知識の取得を目指されました。

当委員会としては、今後とも市職員における市民等との協働意識を一層高める研修の継続を望みます。

※4 次項「7」参照

7 地域コミュニティと協働のまちづくり

市では、平成23年度を「協働のまちづくりの着実な前進の年」と位置づけ、引き続き協働のまちづくりの推進を図ってこられました。

協働のまちづくりについては、市内61の地区公民館を拠点とした地域コミュニティにおいて、全地区にまちづくり協議会が設立され、多様な地域課題を解決するための「地域コミュニティ計画」が、そのうち58地区で策定されており、計画に基づく実践活動が各地区で展開されています。

市は、これらの活動を様々な方法により支援しておられますが、地域コミュニティ計画に基づく事業等を強力に支援していく姿勢を表すものとして「協働のまちづくり支援宣言」をこれまでに55地区（本年度は12地区）に対し行われています。

また、「鳥取市地域コミュニティ育成支援事業」により財政面の支援を行い、人的支援策としては、市職員による「コミュニティ支援チーム」が編成され、241名のチーム員が各地区のまちづくり協議会の支援を行っておられます。

市民自治推進委員会としては、まちづくり協議会をはじめとした鳥取市内の先進的な活動団体の事例を知り、また、自治基本条例に基づく協働のまちづくりの取り組み状況を確認するため、それらの団体と直接意見交換したいと考えており、平成24年度に実現されることを期待しています。

8 鳥取市自治基本条例の広報

自治基本条例の広報活動については、5で述べたとおりこれまでも多様な取り組みが行われてきたところですが、市は本年度、自治基本条例の一層の周知を目的に、平成21年度に作成した「協働のまちづくり基本方針」に基づき、市内で行われている協働の具体的な事例についてまとめた「協働事業事例集」及び「協働事業事例集／ダイジェスト版」を作成されました。

市民自治推進委員会においては、前期の委員会が事例集の内容の検討を行ってきましたが、今期の委員会の任期中に作成されたこととなります。これらは市ホームページで公開されているほか、地区公民館に設置されたり、地域づくり懇談会及び平成24年成人式において配布され、本市が自治基本条例に基づき協働のまちづくりを推進していることが周知されました。

また、自治基本条例に基づく「参画と協働のまちづくり」を推進するため開催している「参画と協働のまちづくりフォーラム」に関しては、意見書では「鳥取地域内に限定せず新市域においても開催して、全市にわたる自治意識の啓発・高揚に結びつけることや、新聞・テレビなどマス媒体の有効活用に一層力を入れることも必要」と指摘されていますが、本年度はこのことを踏まえ、鳥取市南部地域に焦点を当て、河原地域において開催しました。フォーラムでのアンケート結果から、参加者のおよそ半数は南部地域の住民の方であったことが分かり、「全市にわたる自治意識の啓発・高揚」に寄与しました。

また、マス媒体に対しては、例年行うマスコミへの資料提供及びケーブルテレビのいなびびょんぴょんネットによる特別番組の放送の依頼を行い、地元紙にフォーラムの記事が掲載されたほか、いなびびょんぴょんネットにおいてパネルディスカッションの様子が放送されました。

このことに加え、本年度は、新たなチャレンジとしてコミュニティFMのFM鳥取と協働し、USTREAMを活用したフォーラムのインターネット配信を行いました。USTREAMではフォーラムを生中継したのみではなく、フォーラム後も常時インターネットで録画番組が配信されており、来場できなかった方も視聴可能になるなど、より多くの方に周知ができるよう試みました。

9 平成24年度の活動方針

市民自治推進委員会は、平成24年度、次の活動方針を掲げ、取り組みます。

自治基本条例の周知及び活用を推進すること

自治基本条例の適切な運用及び見直しについての審議に関すること

その他の参画と協働のまちづくりの推進に関する事項についての調査、審議に関すること

「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書（仮称）」を策定すること

参考資料一覧

資料番号	資料のタイトル
参考資料 1	<p>市民まちづくり提案事業助成金交付事業について…P10～P13</p> <p>【市民活動促進部門】助成事業実績 【協働事業（市民等提案）部門】助成事業実績</p>
参考資料 2	<p>鳥取市市民活動表彰制度について…P14</p> <p>平成 23 年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者</p>
参考資料 3	<p>自治基本条例の見直し検討に関する委員会協議…P15～17</p>
参考資料 4	<p>まちづくり協議会の活動状況について…P18</p>
参考資料 5	<p>参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告…P19～P20</p>
参考資料 6	<p>市職員研修について…P21～P22</p> <p>「協働のまちづくり」職員研修実績</p>
参考資料 7	<p>鳥取市市民自治推進委員会について…P23</p> <p>鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績</p>

1. 市民まちづくり提案事業助成金交付事業について

<p>交付目的</p>	<p>第2条 本助成金は、地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」を実施することにより、市民活動が活性化し、市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的として交付する。 (鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱)</p>
<p>定義</p>	<p>第3条 この要綱において「市民活動団体」とは、鳥取市市民活動の推進に関する条例(平成15年鳥取市条例第2号)第2条第2号に定める団体をいう。</p>
<p>助成対象事業</p>	<p>第4条 助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、第5条に規定する者が自ら企画、運営し実施する本市のまちづくり活動に関する事業であって、市長が事業の内容、時期、経費等が適当と認めたものとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 創造的な市民活動事業 設立後3年未満の市民活動団体が実施する事業</p> <p>(2) 公益的な自主事業 設立後1年以上が経過した市民活動団体が実施する事業</p> <p>(3) 協働による地域の課題解決等を図る事業</p> <p>ア 地域や市が抱える身近な課題を解決する事業</p> <p>イ 新たな視点からの先駆的、独創的な事業</p> <p>ウ 将来性がある事業(将来的な自立につながる事業)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業実施にあたり、国又は地方公共団体から、この要綱による助成金以外の助成金の交付を受ける場合は、助成対象事業の対象としないものとする。</p>
<p>助成金交付対象者</p>	<p>第5条 本助成金の交付対象となる者は、助成対象事業を行う市民及び市民活動団体等の各種団体とする。ただし、前条第1号及び第2号に該当する事業の交付対象者は市民活動団体とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付対象となる者とししないものとする。</p> <p>(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とする者</p> <p>(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする者</p> <p>(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする者</p> <p>(4) 助成対象事業を実施する者が、申請年度において、既にこの要綱による本助成金の交付を受けているとき。</p> <p>(5) 前条第1号に該当する事業を実施する市民活動団体が、既に当該事業について本助成金の交付を受けているとき。</p> <p>(6) 前条第2号に該当する事業を実施する市民活動団体が、当該事業において本助成金の交付を通算して3回受けているとき。</p>

助成金の 算定等	<p>【市民活動促進部門】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創造的な市民活動事業 過去に本助成金の交付を受けていない設立後3年未満の市民活動団体が企画実施するイベント、研修会等 補助率 10分の10 限度額 10万円 ・公益的な自主事業 設立後1年以上の市民活動団体が実施する公益的な自主事業 補助率 5分の4 限度額 20万円 <p>【協働事業（市民等提案）部門】</p> <p>市と協働することでさらなる効果が期待できる事業で、以下のいずれにも当てはまるソフト事業を対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域や市が抱える身近な課題を解決する事業 (2) 新たな視点からの先駆的、独創的な事業 (3) 将来性がある事業 <p>補助率 5分の4 限度額 70万円</p>
対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

【市民活動促進部門】 助成事業実績

(単位：円)

	コース	団体名	事業名	事業概要	事業費	申請金額	交付決定額
1	創造的な 市民活動 事業	あまぷろ	あまぷろ (因幡甘味プロジェクト)	因幡地方の様々なスイーツを市民をはじめ全国に発信し、ブランド化することでスイーツ地としての認知を図るため、因幡スイーツの販売をとおして情報発信を行う。	190,000	100,000	92,000
2		特定非営利活動法人 鳥取県自閉症協会	鳥取地区 クラブピース ふれあい リズム体操	自閉症・発達障がいの方のリズム体操教室を開催し、市民にも参加していただくことで、交流や障がい特性の理解を図り、自閉症・発達障がいの方が生活しやすい社会の実現を目指す。	146,440	100,000	100,000
3	公益的な 自主 事業	河原を考える会	第四回 河原昭和 まつり	野外コンサート、昭和の展示、各団体による売店などの催しを実施。地域交流や文化伝承、地域ボランティアによる運営を行い、活力ある地域への発展を目指す。	500,000	200,000	200,000
4		青谷地区を 美しくする 会	「笹ユリ」保護 事業	「笹ゆり」の生息環境の再生を図り、環境整備、育苗、播種等を行う。地元住民や小学生とともに活動す	174,000	140,000	140,000

			ることで、自然を守り育てる心を育み、地域の発展につなげる。			
5	子育てサポート すくすくクラブ	子育てまちなかセミナー	子育て中の保護者の癒しや子育てへの活力の一助とするため、託児付のアロマストレッチ講習会と子育て座談会を開催する。まちなかで実施することで、中心市街地の活性化の一助となることを目指す。	280,000	200,000	200,000
6	科学遊び広場	サイエンスカフェ 鳥取 2011	原子力や放射線、鳥インフルエンザや家畜の病気などのテーマで正しい知識を伝える講演をカフェで開催する。専門家が市民の中に入って同じ目線で科学を伝承し、コミュニケーションを図ることで、健康で安全な暮らしを営む科学知識を身につけ、科学的に判断して行動できる市民を育てる。	210,000	168,000	168,000
7	鳥取おやこ劇場	ポニートレッキング	ポニートレッキングや野外ゲームをとおして、子どもたちが動物に触れ、五感をフルに使った自然体験を楽しみながら、命の大切さや自然の素晴らしさ・厳しさを知るきっかけを作り、子供たちの健全な育成を目指す。	140,000	100,000	100,000
8	地域の楽校づくりの会	地域の楽校づくりの会	散岐小学校の児童や校区住民を対象に笹まきづくり、魚とりと川遊び体験、もちつきなどの地域資源を活かした催しを行い、子供と地域住民・高齢者との交流や小学校を拠点とする地域の各組織による連携活動の継続を目指す	125,000	100,000	100,000
9	雛がたり実行委員会	お雛さまエッセー&絵てがみコンクール	用瀬町のアピールとお雛様・雛祭りに込めた思いを次世代に繋げるため、お雛様にまつわるエッセーや絵てがみを全国から公募し、審査会を経て「第11回雛がたり」に合わせ、表彰式を行う。	300,000	200,000	200,000

【協働事業（市民等提案）部門】助成事業実績

(単位：円)

	団体名	事業名	事業概要	事業費	申請金額	交付決定額
1	特定非営利活動法人 いんしゅう鹿野まちづくり協議会	鹿野城下 虚無僧行脚	鹿野町城下町地区にて行灯や提灯が灯る通りを尺八愛好家が扮する虚無僧が尺八を奏でながら練り歩き幻想的な風景を作る虚無僧行脚を行い、まちなみ作りの素晴らしさを町内外の人々と共に楽しみ、さらに推進するための活力とする。	705,000	560,000	448,000
2	行徳地区まちづくり代議員会	まちづくりと地域福祉の結合による「共助型地区整備」	行徳地区における狭あい道路の改善に向け、沿道土地権利者の寄付及び用地提供の合意形成を図るため、勉強会やワークショップの開催、改善工事实施にあたり記録集と「あゆみ」の作成・配布を行う。	330,000	312,000	252,000

審査員（市民自治推進委員会）の意見

○「鹿野城下 虚無僧行脚」に対して

大変ユニークな取り組みであり、取り組みの効果による将来展望も持っておられます。一方で、虚無僧の参加者が自費で参加される、せめて宿泊費の半額は負担するなど、自立できるような方法を考えていただき、次回から自主財源で実施していただきたいです。

市民との交流や参加の機会を増やすことでさらに地域が活性化し、鹿野の魅力もますます高まると思われるので、今後の取り組みには大きな効果を期待しています。

○「まちづくりと地域福祉の結合による『共助型地区整備』」に対して

協働にふさわしいテーマを取り上げていることや、町内会の枠を越えたこれまでにない取り組みである点を評価します。一方、住民を巻き込んでいくプロセスには専門的な支援が必要と思われます。また、事業内容や予算計画が具体的でないこと、活動の先行きに不透明感があることから、活動を継続するためにも自己資金の確保に努めていただきたいと思います。

活動の公共性は高く、住民と行政による協働のモデル的なまちづくりであると考えますので、今後の取り組みを期待しています。

2. 鳥取市市民活動表彰制度について

目 的	第2条 本表彰は、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）第6条第6号に基づき、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、もって市民活動をより一層推進することを目的とする。
定 義	第3条 この要綱において「市民活動」とは、条例第2条第1号に定める活動をいう。
表彰対象	第4条 この表彰は市民活動の推進に顕著な功績のあった市民及び市民活動団体、事業者に対して行う。ただし、本市が設ける他の表彰制度に該当するものを除くものとする。
選 定	第5条 市長は、被表彰者を決定する際は、鳥取市自治基本条例（平成20年鳥取市条例第25号。）第28条に定める市民自治推進委員会の意見を聴くものとする。

「鳥取市市民活動表彰要綱」抜粋

平成23年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者

被表彰者	活動内容
河原ふるさと塾	平成6年に町内の有志で結成し、千代川のクリーンクリーン作戦の提唱のもと「水辺のコンサート」、天然アユの遡上についてのシンポジウムを開催。また、地元の小学校と川・生き物の観察活動、魚道の製作設置など地域の環境学習、教育活動の実践を行うとともに、地域の環境保全に貢献している。
谷本 静穂	平成19年から地区の健康管理委員長を務め、健康ウォークの企画、大しだれ桜の整備など地域の中心として活動を行う。また、「三谷手踊り保存会」として雨乞い踊りを40年ぶりに復活させるなど、地域の結束力を強め、明るく元気な地域づくりに貢献している。
鳥取市河原地域民生児童委員協議会	「自らの街の安全は自ら守る」のスローガンのもと、地域内の保育園、公園などを中心に積極的に「青色防犯パトロール」活動を行う。また、平成19年より学校との連携による「あいさつ運動」の実施など子どもの健全育成、地域の安全安心の取り組みを進めている。
地域の楽校づくりの会	「笹まきづくり」、「魚とりと川遊び体験」など、平成13年から地域の資源を活かした自然体験や地区住民と児童とのふれあい活動を行い、小学校を拠点とした地域づくり、地域住民の交流の場づくりに取り組み、まちづくりの推進に貢献している。
もちがせ上方往来散歩径	平成18年から地域の活性化を目指し、町内の水路に「こいのぼり流し」。流し雛行事での休憩所や食事提供。また、地域資源の活用を図った三角山お城山ハイキングルートの整備や観光ボランティアガイドの実施など用瀬地域の活性化、まちづくりに貢献し、用瀬町の観光客の増加にも一役買っている。

3. 自治基本条例の見直し検討に関する委員会協議

章、条の見出し		主要な担当課	委員意見（委員会・ワークシート）と担当課意見
第2条	(定義)	協働推進課	<p>(1) 「市民」の定義について、外国人の位置づけをどのようにするか。</p> <p>(4) 『意思決定に関わること』という所が、わかりにくいように思う。</p>
第6条	(情報共有の原則)	協働推進課	<p>市民と市とは一方通行でなく双方向の関係が重要とされている。</p> <p>そこで現在各地区の自治会等まちづくりを志向している人たちが抱えている問題、課題、要望等、情報の入手はどのように行われているのだろうか。</p> <p>様々な政策を決定する課程で、策定委員会、審議会等は地域住民のニーズの把握はしっかりと行われて政策決定に活用されているのだろうか。そしてその情報の共有の実際はどのようになっているのだろうか。また、そこに当委員会が関わり、支援すれば住民の意志に沿って前進することになるのではないかと。</p>
第9条	(議会の役割及び責務)	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・3項に係る「議会活動に関する情報提供」について、議員の責務を更に明確化する必要がある。 ・具体例としては、議会基本条例等の制定を議員自らの責任のもとに制定する必要がある。 ・この度の市庁舎建設問題に関しても、一応の民主的手続きに基づき取り扱われてきてはいるが、その重要性に鑑み、議会としての市民に対する検討段階からの情報提供が不十分であったとのそしりは免れない。
第13条		協働推進課	<p>コミュニティ活動の拠点施設として地区公民館を位置づけている。私は拠点はもっと柔軟に考えても良いのではないかと思う。</p> <p>地域についても学校区、自治会等に定めなくても、日常の生活圏域等実態に合った範囲で良いと思うが、どうだろう。</p> <p>そこで拠点は「地区公民館及びその他それぞれの地域における集会所等」としてはどうだろう。</p>
第15条	(総合計画)	行財政改革課	<p>2項の総合計画を常に検討と見直すことについては、表現を改めて、実態に合わせる検証、改正が必要と考えています。</p>
第18条	(情報の公開及び提供)	総務課	<p>現在、どのような内容の情報公開が求められているのか、よく分かりませんが、企業や事業者が営利目的から情報公開を求めたような場合でも、対応する必要があるのかどうか、議論の余地があるように思います。</p> <p>市民の知る権利を保障するといえども、それは、公共の福祉のために利用されるという認識が前提ではなかろうかと思われるからです。</p>

第26条	(住民投票)	総務課 議会事務局 選挙管理委員会	<p>・常設型住民投票条例へ改革する。市民のニーズは多様化・複雑化してきており、市政の重要事項については、二元代表制を補完する立場から、直接市民の意思が反映できるシステムの構築が必要・検討に当たっては、自治基本条例の制定時と同様に議会との協働による取り組みが重要である。</p> <p>今般、市庁舎の耐震移転問題で、住民からの住民投票の動きがあり、マスコミでも取り上げられていることから、住民投票についての市民の関心は大変高まっていると思われます。</p> <p>それに伴い、住民投票が認められる「住民」をどう捉えればいいのか、議論があるところと思われます。</p> <p>具体的には、住民税等を納めている永住外国人にも、条例制定請求権を認めるのかどうか、議論が分かれるところと思われます。</p> <p>元々、住民投票は、地方自治法第74条による「有権者による直接請求権」を具現するものであり、さらに、同法第12条により条例制定請求権は、「日本国民たる住民に認められた権利」であること等を十分考慮する必要があるように思われます。</p> <p>常設型とするか非常設型とするか</p> <p>本県においても、一部の地方公共団体（北栄町）で常設型の住民投票制を設けているところもあり、議論があるところかと思われます。</p> <p>本県の1/3の人口規模を抱える本市の政策範囲は、多岐・他分野にわたり、その政策推進の裏付けとなる予算措置等は膨大なものです。</p> <p>また、地方自治体の意思決定は、議会が最終決定するところであり、議会が最高決定機関となっています。</p> <p>常設型は、議会運営や議会の存在そのものが軽視化される懸念があり、かつ、多額な費用が必要となりましょう。</p> <p>本市の場合は、現在どおり、重要な案件ごとに条例で個別対応した方が、適切と思われます。</p> <p>・投票資格者について、年齢や在日外国人をどうするか。他市の事例も参考に。</p>
第28条		協働推進課	<p>地域におけるコミュニティ活動の実情を調査するため、出来る限り地区の自治会が開催する集会に出席し、情報を入手し実効があがる活動を支援し、本市と市民の参画と協働の実際を市長に報告する仕組みにしてはどうだろうか。</p>
第29条		協働推進課	<p>「4年を超えない期間ごと」に見直す規定について、現行のままでよいか。</p>

条例全体		<p>本市の自治基本条例のポイントは、「市民の市政参画と協働原則、情報の共有原則が保障されている」ところにあり、体系的によく整備されていると思います。</p> <p>市政参画については、第24条（市民の意見等への対応）、第25条（市民の政策コメント）、第26条（重要市政についての住民投票）で保障されています。</p> <p>また、情報公開については、第18条（市民の情報公開請求）で保障されているところです。課題等は、運用面にあるのかと思われます。</p>
		<p>自治基本条例とまちづくり協議会の活動とが結びついていない。大元に条例があるように感じられない。</p> <p>何年かまちづくりに関わってきて、やっと活動と結びついて来たと感じている。草の根的に入っていったいないので、見直しの時期に結びつけていくと身近なものになってくるのでは。</p>
		<p>地域のまちづくりをしても、条例を知ったのは2、3年後だったが、自分たちで取り組み始めた結果、いろんな問題がわかってきた。条例は施行されてまだ3年なので、鳥取市民がみなわかるのには無理がある。この見直しの段階で、もう一度初めから見直していくくらいが必要では。</p>
		<p>形式的には自治基本条例は、市民の意見が反映されるように網羅されているように思う。条例が施行されて3年だが、どういう意見が出ているのかは担当部署に聞かないとつかみどころがなく、課題・問題が捉えきれないのでは。</p>

新規検討項目

項目名	主要な担当課	事務局意見
危機管理	危機管理課	<p>東日本大震災をはじめ、近年多発する自然災害等に対応するため、自治基本条例に位置づけが必要かどうかを含めて検討されたい。</p> <p>他自治体では、規定（を検討）している条例もある（例：篠山市、川口市、ニセコ町など）</p>

4. まちづくり協議会の活動状況について（平成24年3月末時点）

地区名	1. まちづくり協議会の設置状況等 (鳥取地域)			地域	地区名	2. まちづくり協議会の設置状況等 (新市域)		
	設立済	協議会設立 年月日	計画 作成			設立済	協議会設立 年月日	計画 作成
久松	○	H21. 6. 19	●	国府町	大茅	○	H21. 4. 18	
遷喬	○	H21. 9. 29	●		成器	○	H20. 11. 28	●
城北	○	H21. 1. 23	●		谷	○	H21. 3. 14	●
浜坂	○	H21. 2. 27	●		宮下	○	H20. 12. 18	●
中ノ郷	○	H21. 1. 22	●		あおば	○	H21. 1. 25	●
醇風	○	H21. 3. 27	●	福部	福部	○	H20. 11. 26	●
修立	○	H22. 3. 6	○	河原町	河原	○	H21. 11. 16	●
日進	○	H21. 5. 21	●		国英	○	H21. 9. 29	●
富桑	○	H21. 3. 17	●		八上	○	H22. 3. 14	●
明德	○	H21. 8. 24	●		散岐	○	H21. 3. 25	●
美保	○	H21. 3. 25	●		西郷	○	H21. 12. 6	●
美保南	○	H20. 12. 13	●	用瀬町	用瀬	○	H21. 3. 24	●
稲葉山	○	H21. 11. 17	●		大村	○	H21. 3. 7	●
岩倉	○	H20. 12. 12	●		社	○	H22. 3. 20	●
倉田	○	H21. 1. 19		佐治	佐治	○	H21. 2. 8	●
面影	○	H21. 2. 1	●	気高町	瑞穂	○	H20. 12. 20	●
津ノ井	○	H21. 2. 20	●		宝木	○	H20. 11. 19	●
若葉台	○	H20. 4. 27	●		逢坂	○	H21. 2. 5	●
米里	○	H21. 2. 22	●		浜村	○	H21. 5. 14	○
神戸	○	H21. 3. 24	●		酒津	○	H22. 4. 24	●
大和	○	H20. 11. 29	●	鹿野町	鹿野	○	H21. 3. 1	●
美穂	○	H21. 6. 27	●		勝谷	○	H21. 2. 7	●
東郷	○	H21. 3. 15	●		小鷲河	○	H21. 3. 26	●
大正	○	H21. 5. 9	●	青谷町	日置	○	H20. 11. 25	●
豊実	○	H20. 12. 20	●		日置谷	○	H20. 12. 7	●
明治	○	H21. 1. 24	●		勝部	○	H21. 1. 20	●
松保	○	H21. 5. 14	●		中郷	○	H20. 10. 18	●
湖南	○	H21. 5. 8	●		青谷	○	H20. 12. 25	●
未恒	○	H20. 8. 30	○	計		28		27
湖山	○	H21. 10. 28	●	合計		61		58
湖山西	○	H20. 11. 9	●	●支援宣言実施済 55地区 ○計画策定報告有 58地区				
賀露	○	H21. 9. 13						
千代水	○	H20. 11. 28	●					
計	33		30					

5. 参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告

(1) 目的

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図る。

(2) 実施日時及び会場

平成23年11月5日(土) 12:30~16:10 河原町中央公民館 大講堂

(3) 参加人数 170人

(4) 内容

○12:30 地域の特産物販売コーナー「鳥取南部マルシェ」開始

出店団体：あゆみ工房／西郷保育園に給食野菜を提供する生産者のみなさん／ねじまき鳥靴工房／五しの里さじ地域協議会／ブランジェリー ル・コションドール

○13:30 フォーラム開会

あいさつ フォーラム実行委員長 坂本 悦子

○13:35 市民活動表彰

被表彰者(団体)5人(団体)

○13:55 アトラクション

ユウト(吉本興業 鳥取に住みます芸人)

出演者紹介…吉本興業が全国47都道府県にタレントを住ませ地域活性化を手伝う「あなたの街に“住みます”プロジェクト」で、鳥取県担当となったお笑いタレント。日南町生まれで4歳まで鳥取市で育った。地域の魅力を発信するとともに、街や地域を盛り上げるプロジェクトなどに携わる。

○14:20 パネルディスカッション

「中山間地域を元気に！若い世代のまちづくり実践」

パネリスト	谷村 敬子氏(カップ手話サークル会長)
	鳥谷 一弘氏(グリーンツーリズム用瀬会長)
	金田 透氏(金田ありのみ農園)
	水川 侑也氏(えんがわ事業実行委員会前委員長)
コーディネーター	竹川 俊夫氏(鳥取大学地域学部准教授)

○15:50 まとめ

大久保 良隆（鳥取市市民自治推進委員会委員長）

○16:00 抽選会

「鳥取南部マルシェ」出店団体及び鳥取に住みます芸人ユウトさんの協力により実施

○16:10 閉会

《その他》

○パネル展示

市内で行われている協働事業の取り組み、平成23年度市民活動表彰被表彰者の活動紹介及び平成22年度市民活動促進助成事業実施団体の実施事業について紹介

○手話通訳を実施

6. 市職員研修について

人材育成基本方針に掲げるめざす職員像「新たな価値を創造する職員」「行政経営感覚をもつ職員」「チャレンジする職員」「市民と協働する職員」「自己を磨く職員」に基づき、協働意識をもって新しい時代の市政運営を推進するため、次のとおり協働のまちづくり研修を実施しました。

市民と協働する職員

○市民との対話をとおして住民ニーズを的確にとらえるとともに、業務遂行にあたっては市民へ情報を積極的に提供しながら、パートナーシップによるまちづくりを推進することのできる職員を育成します。

引用：「鳥取市人材育成基本方針」

1 目的

本市では、市民と行政の「協働」によるまちづくりを推進するために、平成23年度を「協働のまちづくりの着実な前進の年」として位置づけています。

そこで、平成22年3月に策定した「鳥取市協働のまちづくり基本方針」に基づいて、本市の協働のまちづくりの取り組みについて職員研修を実施し、協働意識の醸成を図り、各種施策へ有効に活用させる力を身につけることを目的としました。

2 対象者

本年度はコミュニティ支援チームで活躍している係長級職員（35名）を対象に実施しました。

3 内容

以下に掲げる研修会、体験研修を実施しました。本研修の意義や目的などについて各職場に持ち帰るとともに職場内研修の実施等により、NPO等との協働を意識しながら業務に取り組んでいただけることを目指しました。

研修1 NPO等との協働を考える：「ボランティア入門」（7月20日）

研修参加者 26名

ボランティア、市民活動団体等について学び、行政と市民活動団体等がそれぞれの役割を担いながら、協働して取り組むまちづくりについて研修しました。

研修2 NPO等を知るための体験研修：とりぼら体験塾（8～9月）

鳥取市ボランティア・市民活動センター主催の「とりぼら体験塾」講座へ参加し、ボランティア、市民活動に直接触れることで活動への理解を深め、市民活動団体等との協働事業の取り組みへの参考としました。

「とりぼら体験塾」体験内容

以下の3つの体験メニューのうち、希望者にひとつを体験していただきました。

福祉施設での交流体験



鳥取東デイサービスセンターで利用者と交流しよう!!
協力：鳥取東デイサービスセンター

9月17日実施
研修参加者 2名

グリーンツーリズム体験



柿どろぼうプロジェクト
(野生動物が里山に出発しないよう柿の処理をします)
協力：(特)学生人材バンク

8月28日実施
研修参加者 4名

まちづくり(おこし)体験



「四季薫るまち鹿野」でのまちづくりの取り組みを体験しよう!!
協力：(特非)いんしゅう鹿野まちづくり協議会

9月17日実施
研修参加者 5名

研修3 「参画と協働のまちづくりフォーラム」(11月5日)：自由参加
中山間地域での市民活動やまちづくりについて、地域で活躍されているパネリストのみなさんの活動を学びました。

7. 鳥取市市民自治推進委員会について

鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

(1) 委員長・副委員長

委員長 大久保 良隆

副委員長 池井 輝夫

(2) 委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験のある者 (2人)	竹川 俊夫	鳥取大学地域学部准教授
	上田 雅稔	弁護士
民間団体に属する者 (4人)	大久保 良隆	鳥取市自治連合会副会長
	福島 猛夫	NPO 法人とっとりフィルムコミッション副理事長
	木下 紀子	鳥取市東商工会女性部長
	谷川 亮子	鳥取市若者会議メンバー
公募による者 (4人)	四宮 佑一	
	今度 珠美	
	池井 輝夫	
	坂本 悦子	

(3) 開催実績

年度	回	開催日	主な協議内容
平成 23 年度 (6回開催)	第 1 回	平成 23 年 4 月 25 日	委嘱状の交付、委員長の選出、今年度の活動計画 参画と協働のまちづくりフォーラムについて
	第 2 回	平成 23 年 5 月 19 日	市民まちづくり提案事業(市民活動促進部門)助成団体の審査 参画と協働のまちづくりフォーラムについて
	第 3 回	平成 23 年 6 月 30 日	市民まちづくり提案事業(協働事業(市民等提案)部門)助成団体の審査 先進的活動団体との勉強会のあり方について
	第 4 回	平成 23 年 9 月 28 日	市民活動表彰被表彰者の審査 自治基本条例の見直しについての審議
	第 5 回	平成 24 年 1 月 13 日	参画と協働のまちづくりフォーラムの検証 自治基本条例の見直しについての審議 委員会報告書の策定についての検討
	第 6 回	平成 24 年 3 月 22 日	委員会報告書の策定 来年度活動方針、計画等の検討